

長崎市特定外給食施設指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設であって、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給するもの（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。以下「特定外給食施設」という。）の指導について必要な事項を定めるものとする。

(特定外給食施設の届出)

第2条 特定外給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、給食施設開始届（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に給食施設届出事項変更届（第2号様式）を、その事業を休止し、若しくは廃止し、又は再開したときは、その事実が発生した日から1月以内に給食施設休止・廃止・再開届（第3号様式）を保健所長に提出しなければならない。

(給食状況の報告)

第3条 特定外給食施設の設置者又は管理者は、毎年10月1日の給食の状況について、同月末日までに、次に掲げる事項について報告書を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 給食管理者名
- (2) 施設の種類
- (3) 定員及び在籍者数
- (4) 給食数
- (5) 栄養管理の状況
- (6) 運営方法
- (7) 給食に関する研修会及び調査
- (8) 給食従事者の数
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める事項

(栄養指導員の指導)

第4条 栄養指導員は、特定外給食施設に対して指導を行ったときには、栄養管理指導票（第4号様式）を作成し、当該施設の設置者又は管理者に交付するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成19年5月15日長崎市告示第365号の2）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日長崎市告示第163号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市特定外給食施設指導実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。